

平成12年4月から はじまります 介護保険制度



急速な高齢化とともに介護の問題が老後の最大の不安要因となつていきます。

高齢者が要介護になつてもできる限り地域や家庭で生活できるようにし、老後の不安を解消できる新しい制度を一刻も早く確立することが求められています。

この、介護保険制度は、介護を社会全体で支え、利用者の希望を尊重した総合的なサービスが安心して受けられる仕組みを創ることに努めます。

制度の運営主体は、市町村です

国、県等は、財政面および事務面から市町村を支援します。

制度のはじまりは、平成12年4月からです

要介護認定の申請の受付は、平成11年10月頃からはじまります。

介護保険に加入するのは、40歳以上の人です

65歳以上の人（第1号被保険者）と40歳以上65歳未満の医療保険に加入している人（第2号被保険者）が介護保険に加入します。

保険料は、所得に応じて決まります 高齢者の保険料は、原則として老齢年金から天引きします

対 象 者	65歳以上の人 (第1号被保険者)	40歳以上65歳未満の医療保険に加入している人 (第2号被保険者)
給付の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●寝たきり・痴呆などで入浴、排せつ、食事などの日常生活動作について常に介護が必要な人 ●家事や身じたく等の日常生活に支援が必要な人 	初老初期痴呆、脳血管障害など、老化によって介護等が必要となつた人
保 險 料	所得段階に応じて市町村ごとに設定 平成12年度全国平均1人当り月額2,500円程度	加入している医療保険の算定方法に基づき設定
保 險 料 の 支 払 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ●年金額が一定額以上の人は、年金から天引き ●それ以外の人は市町村に個別に支払い 	医療保険料と一括して支払い